

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第94号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第1号様式に備考として次のように加える。

備考 局長は、必要と認めるときは、職員の任用の区分を記載することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)